

令和 7 年 2 月 4 日
ス ポ ー ツ 推 進 部
ス ポ ー ツ 施 設 課

世田谷区立総合運動場の回数券発行にかかる運用の見直しについて

1 主旨

現在、区立総合運動場では、一部の室場において、個人の利用者にプリペイド機能タイプのＩＣカード回数券（以下、「回数券」とする）を発行し、購入金額に対し１割分の金額を付与することで、利用を促すとともに、利用料収入の増加を図っている。

今般、さらなる利用の促進と利用料収入の増加を図るため、回数券の発行にかかる運用の見直しを行うこととし、その内容を取りまとめたので報告する。

2 回数券の発行価格

- １，０００円（１，１００円分利用可）
- ３，０００円（３，３００円分利用可）

3 見直しの内容

（１）回数券の発行対象とする室場の拡充

① 拡充の内容

現在発行対象としているトレーニングルーム、温水プール（２施設）に加え、新たに次の室場（８施設）を発行対象とする。

新たに発行対象とする室場	利用料金（１時間）※	
	平日	日曜日・土曜日及び休日
・第１武道場（畳） ・第２武道場（床） ・弓道場 ・エアライフル場 ・体育室 ・会議室兼軽運動室 ・洋弓場	２８０円	３３０円
・陸上競技場	１４０円	１６０円

※令和 7 年 2 月時点における利用料金。現在、施設使用料等の見直しについて検討を行っており、令和 7 年第 1 回区議会定例会において条例改正案の提案を予定している。

② 施行日

令和 7 年 1 0 月 1 日より実施する（令和 7 年 1 0 月 1 日より新たに対象とする室場の回数券の販売を開始する）。

③ 規則改正

施行日にあわせ別紙のとおり世田谷区立総合運動場条例施行規則を一部改正する。

④ 利用料収入の増加見込みについて

令和 5 年度の回数券の使用実績や、拡充する室場の利用実績に基づいた試算によ

り、年間約1,000千円程度の利用料収入の増加を見込んでいる。

(2) 適正運用の保持について

本件の回数券の発行対象の室場の拡充に伴い、運用の適正の保持を図るため、令和7年10月より、回数券の新規発行希望者には、総合運動場の回数券発行窓口において申請書を提出させ、条例で定める利用要件を満たしていること（区内在住・在勤・在学であること）の確認を行うものとする。

なお、その他の者についても、施設の使用状況に余裕があり、区内在住・在勤・在学の利用者の利用を妨げることがないと判断される場合は、利用料収入の確保の観点から、条例で定める公益上の理由があるものとして、回数券によらず定額の利用料を支払うことで利用を認める運用とする。

4 今後のスケジュール（予定）

令和7年	3月	世田谷区立総合運動場条例施行規則の一部を改正する規則公布
～	9月	利用者への周知（区ホームページ、（公財）世田谷区スポーツ振興財団ホームページ、現地へのポスター掲示等）
	10月1日	施設使用料等の改定
		世田谷区立総合運動場条例施行規則の一部を改正する規則施行

世田谷区立総合運動場条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表（抜粋）

別紙

改正後	改正前
○世田谷区立総合運動場条例施行規則 平成20年 3 月31日規則第50号 改正 平成20年 6 月30日規則第62号 平成20年12月 9 日規則第94号 平成27年12月 7 日規則第112号 平成27年12月28日規則第121号 平成28年 6 月30日規則第89号 平成28年 9 月29日規則第100号 平成30年 3 月 6 日規則第16号 令和 5 年 3 月 6 日規則第 8 号 <u>令和 7 年 月 日規則第 号</u> 世田谷区立総合運動場条例施行規則 (省略) (主競技場等の全面かつ全日等の使用の手続) 第 5 条 次に掲げる施設（以下「主競技場等」という。）を使用しようとする団体は、使用しようとする日の属する月の 6 月前の月の第 1 日曜日から使用しようとする日までの間に、総合運動場使用申込書（以下「申込書」という。）により指定管理者に申請をしなければならない。 (1) 体育館（主競技場（全面で、かつ全日又は午前 9 時から午後 6 時までの連続の使用に限る。）及び会議室兼軽運動室（全日又は午前 9 時から午後 6 時までの連続の使用に限る。）） (2) 陸上競技場（全日又は午前 9 時から午後 3 時までの連続の使用に限る。） 2 前項の規定にかかわらず、条例第17条第 2 項第 1 号から第 6 号ま	○世田谷区立総合運動場条例施行規則 平成20年 3 月31日規則第50号 改正 平成20年 6 月30日規則第62号 平成20年12月 9 日規則第94号 平成27年12月 7 日規則第112号 平成27年12月28日規則第121号 平成28年 6 月30日規則第89号 平成28年 9 月29日規則第100号 平成30年 3 月 6 日規則第16号 令和 5 年 3 月 6 日規則第 8 号 世田谷区立総合運動場条例施行規則 (省略) (主競技場等の全面かつ全日等の使用の手続) 第 5 条 次に掲げる施設（以下「主競技場等」という。）を使用しようとする団体は、使用しようとする日の属する月の 6 月前の月の第 1 日曜日から使用しようとする日までの間に、総合運動場使用申込書（以下「申込書」という。）により指定管理者に申請をしなければならない。 (1) 体育館（主競技場（全面で、かつ全日又は午前 9 時から午後 6 時までの連続の使用に限る。）及び会議室兼軽運動室（全日又は午前 9 時から午後 6 時までの連続の使用に限る。）） (2) 陸上競技場（全日又は午前 9 時から午後 3 時までの連続の使用に限る。） 2 前項の規定にかかわらず、条例第17条第 2 項第 1 号から第 6 号ま

改正後	改正前
でに規定する団体、学校等が主競技場等を使用する場合で、公益上の理由その他特別の理由があると指定管理者が認めたときの申請期間については、この限りでない。 3 主競技場等の団体による使用について、条例第5条第1項の表に規定する施設の使用状況に余裕があると区長が認めたときとは、使用しようとする日の属する月の2月前の月の12日以後において、なお使用の承認をしていない主競技場等があるときをいう。 4 第1項の申請に対する承認は、申請の順序による。この場合において、申請が同時になされたときは、指定管理者は、抽選により申請の順序を決定するものとする。 5 指定管理者は、前項の規定により使用の承認をしたときは、申請をした者に対し総合運動場使用承認書（以下「承認書」という。）を交付するものとする。 （武道場等の個人による使用の手続） 第6条 次に掲げる施設（以下「武道場等」という。）を個人で利用しようとする者は、利用しようとする日の1月前の日（該当する日がないときは、利用しようとする日の属する月の初日）から利用しようとする日の前日までの間に、申込書により指定管理者に申請をしなければならない。 （1） 体育館（第1武道場（畳）、第2武道場（床）、弓道場、エアライフル場、体育室及び会議室兼軽運動室） （2） 洋弓場 （3） 陸上競技場 2 前条第4項及び第5項の規定は、武道場等の個人による使用の承認手続について準用する。 3 武道場等を個人で利用しようとする者は、利用当日に条例第16条に規定する利用料金（以下「利用料金」という。）を納付し、施設利用券の交付を受け、<u>又は利用料金を納付し、条例第17条第1項に規</u>	でに規定する団体、学校等が主競技場等を使用する場合で、公益上の理由その他特別の理由があると指定管理者が認めたときの申請期間については、この限りでない。 3 主競技場等の団体による使用について、条例第5条第1項の表に規定する施設の使用状況に余裕があると区長が認めたときとは、使用しようとする日の属する月の2月前の月の12日以後において、なお使用の承認をしていない主競技場等があるときをいう。 4 第1項の申請に対する承認は、申請の順序による。この場合において、申請が同時になされたときは、指定管理者は、抽選により申請の順序を決定するものとする。 5 指定管理者は、前項の規定により使用の承認をしたときは、申請をした者に対し総合運動場使用承認書（以下「承認書」という。）を交付するものとする。 （武道場等の個人による使用の手続） 第6条 次に掲げる施設（以下「武道場等」という。）を個人で利用しようとする者は、利用しようとする日の1月前の日（該当する日がないときは、利用しようとする日の属する月の初日）から利用しようとする日の前日までの間に、申込書により指定管理者に申請をしなければならない。 （1） 体育館（第1武道場（畳）、第2武道場（床）、弓道場、エアライフル場、体育室及び会議室兼軽運動室） （2） 洋弓場 （3） 陸上競技場 2 前条第4項及び第5項の規定は、武道場等の個人による使用の承認手続について準用する。 3 武道場等を個人で利用しようとする者は、利用当日に条例第16条に規定する利用料金（以下「利用料金」という。）を納付し、施設利用券の交付を受けなければならない。

改正後	改正前
<u>定する回数券（以下「回数券」という。）の交付を受けなければならない。この場合において、回数券の交付を受けた者は、使用当日、回数券と引換えに施設利用券の交付を受けなければならない。</u>	
4 施設利用券の有効期間は、前項の規定により交付を受けた当日限りとする。	4 施設利用券の有効期間は、前項の規定により交付を受けた当日限りとする。
5 武道場等を個人で使用する者は、使用に際し、施設利用券を係員に提出しなければならない。	5 武道場等を個人で使用する者は、使用に際し、施設利用券を係員に提出しなければならない。
6 第1項及び第2項の規定にかかわらず、指定管理者は、武道場等の使用状況に余裕があると認めたときは、使用当日に利用料金を納付した者（当該武道場等を個人でしようとする者に限る。）に施設利用券を交付することができる。 （トレーニングルームの使用の手続）	6 第1項及び第2項の規定にかかわらず、指定管理者は、武道場等の使用状況に余裕があると認めたときは、使用当日に利用料金を納付した者（当該武道場等を個人でしようとする者に限る。）に施設利用券を交付することができる。 （トレーニングルームの使用の手続）
第7条 体育館（トレーニングルーム）を使用しようとする者は、利用料金を納付し、トレーニングルーム利用券（以下「利用券」という。）又は回数券の交付を受けなければならない。この場合において、回数券の交付を受けた者は、使用当日、回数券と引換えに利用券の交付を受けなければならない。	第7条 体育館（トレーニングルーム）を使用しようとする者は、利用料金を納付し、トレーニングルーム利用券（以下「利用券」という。）又は<u>条例第17条第1項に規定する回数券（以下「回数券」という。）</u>の交付を受けなければならない。この場合において、回数券の交付を受けた者は、使用当日、回数券と引換えに利用券の交付を受けなければならない。
2 利用券の有効期間は、前項の規定により交付を受けた当日限りとする。	2 利用券の有効期間は、前項の規定により交付を受けた当日限りとする。
3 体育館（トレーニングルーム）を使用する者は、使用に際し、利用券を係員に提出しなければならない。	3 体育館（トレーニングルーム）を使用する者は、使用に際し、利用券を係員に提出しなければならない。
4 前3項の規定にかかわらず、利用料金の免除を受けた者に係る使用の手続は、指定管理者が別に定めるところによる。 （省略）	4 前3項の規定にかかわらず、利用料金の免除を受けた者に係る使用の手続は、指定管理者が別に定めるところによる。 （省略）
（書類等の提示）	（書類等の提示）
第11条 条例第6条の規定により総合運動場の施設の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該施設の使用に当たって、	第11条 条例第6条の規定により総合運動場の施設の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該施設の使用に当たって、

改正後	改正前												
承認書その他の使用者であることを確認することができる書類等を係員に提示しなければならない。ただし、武道場等を個人で使用する場合（第6条第6項の規定による施設利用券の交付を受けた場合に限る。）、体育館（トレーニングルーム） <u>又は</u> 水泳場を個人で使用する場合 <u>及び</u> 他の方法で <u>その</u> 確認 <u>を</u> することができる場合は、この限りでない。	承認書その他の使用者であることを確認することができる書類等を係員に提示しなければならない。ただし、武道場等を個人で使用する場合（第6条第6項の規定による施設利用券の交付を受けた場合に限る。）、体育館（トレーニングルーム） <u>及び</u> 水泳場を個人で使用する場合 <u>並びに</u> 他の方法で確認することができる場合は、この限りでない。												
(省略)	(省略)												
<u>附 則</u> <u>この規則は、令和7年10月1日から施行する。</u>	(省略)												
(省略)	(省略)												
別表第4（第13条関係）	別表第4（第13条関係）												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th><th>発行価額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10円券 110枚分</td><td>1,000円</td></tr> <tr> <td>10円券 330枚分</td><td>3,000円</td></tr> </tbody> </table>	種類	発行価額	10円券 110枚分	1,000円	10円券 330枚分	3,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th><th>発行価額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10円券 110枚分</td><td>1,000円</td></tr> <tr> <td>10円券 330枚分</td><td>3,000円</td></tr> </tbody> </table>	種類	発行価額	10円券 110枚分	1,000円	10円券 330枚分	3,000円
種類	発行価額												
10円券 110枚分	1,000円												
10円券 330枚分	3,000円												
種類	発行価額												
10円券 110枚分	1,000円												
10円券 330枚分	3,000円												
備考 回数券は、体育館（ <u>第1武道場（畳）、第2武道場（床）、弓道場、エアライフル場、体育室、会議室兼軽運動室及びトレーニングルーム</u> ）、 <u>洋弓場、水泳場又は陸上競技場</u> を個人で使用する場合に限り、使用することができる。	備考 回数券は、体育館（ <u>トレーニングルーム</u> ） <u>又は水泳場</u> を個人で使用する場合に限り、使用することができる。												